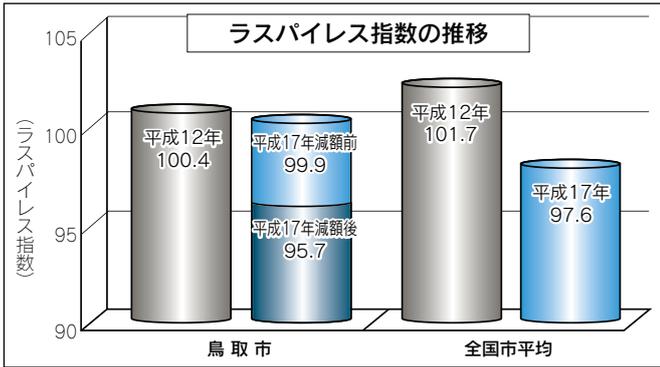


### 5. ラスパイレス指数の推移

この指数は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の数値です。



※平成 17 年減額後の数値は、推計値です。  
 ※平成 12 年の指数は、合併前の鳥取市の指数です。

### 7. 特別職の報酬など (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	972,000 円 < 1,080,000 円 >
	副市長	805,500 円 < 895,000 円 >
	収入役	684,000 円 < 760,000 円 >
報酬	議長	584,000 円 < 615,000 円 >
	副議長	513,000 円 < 540,000 円 >
	議員	475,000 円 < 500,000 円 >
期末手当	【平成 17 年度支給割合】	
	6 月期	1.60 月分
	12 月期	1.70 月分
	計	3.30 月分

※ < > 内は、条例改定前の額です。

### 6. 主な職員手当

それぞれの手当は、支給要件に該当した場合に支給されます。(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	内容												
扶養手当	①配偶者 月額 13,500 円												
	②配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで 月額 6,000 円												
	③その他の扶養親族 月額 5,000 円												
	④満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人の加算額 月額 5,000 円												
住居手当	①月額 12,000 円を超える家賃を支払って借家などに居住する職員 ▷家賃の額に応じ月額最高 27,000 円まで												
	②自宅に居住する職員(世帯主) ▷新築または築後 5 年以内 月額 2,500 円 ▷購入から 6 年目以降 月額 1,500 円												
	③交通機関利用者(通勤距離が片道 2 km 以上) ▷運賃月額 55,000 円までを、6 カ月定期券などの価額により全額支給												
通勤手当	②自動車などの使用者(通勤距離が片道 2 km 以上) ▷通勤距離の区分に応じ、月額 2,000 円～27,500 円												
	期末手当・勤勉手当 (平成 17 年度支給割合)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.40 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.60 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.00 月分</td> <td>1.40 月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.40 月分	0.70 月分	12 月期	1.60 月分	0.70 月分	計	3.00 月分	1.40 月分
	期末手当	勤勉手当											
6 月期	1.40 月分	0.70 月分											
12 月期	1.60 月分	0.70 月分											
計	3.00 月分	1.40 月分											

### 8. 部門別職員数 (各年 4 月 1 日現在)

特別職、臨時および非常勤職員を除きます。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 16 年	平成 17 年	
一般行政など	議会	9	12	3
	総務企画	178	329	151
	税務	54	90	36
	民生	249	449	200
	衛生	48	93	45
	農林水産	35	81	46
	商工	19	39	20
	土木	114	152	38
	教育	50	168	118
	小計	756	1,413	657
公営企業など	病院	368	366	△2
	水道	94	94	0
	下水道	54	86	32
	その他	32	52	20
	小計	548	598	50
合計		1,304	2,011	707

※平成 16 年は合併前の職員数です。

**平成 17 年 人事院の給与勧告の主な内容**

人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与水準を比較検討し、双方の格差をなくするために給与改定を勧告しています。また、今回は給与制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革を行うことが勧告されました。

- 給与改定
  - 給料月額の引き下げ(改定率△ 0.3%)
  - 配偶者に係る扶養手当の引き下げ(500 円引き下げ)
  - 期末・勤勉手当の引き上げ(0.05 月分)
- 給与構造の改革
  - 給料表の見直し(給料水準の平均 4.8%引き下げ)
  - 勤務実績の給与への反映 など

#### 問い合わせ先

市役所本庁舎職員課 ☎ (0857) 20-3108  
 電子メール syokuin@city.tottori.tottori.jp